

事業計画書

平成21年1月16日

施設名	新潟市急患診療センター		
団体名	社団法人 新潟市医師会		
団体所在地	新潟市中央区白山浦2丁目180番地5		
代表者名	会長 大川 賢一	設立年月日	昭和22年11月1日
電話番号	025-231-4131		
FAX番号	025-233-6760		
Eメール	niigatashi@niigata.med.or.jp		

新潟市急患診療センター運営方針

○ 運営方針

急に具合が悪くなった方の応急処置を施し、かかりつけ医に引き継ぐための外来診療を行う。投薬は原則1日分。

入院や手術が必要な場合は、後方支援病院へ搬送する。

○ 指定管理者の指定を申請した理由

地域医療の普及充実は医師会の重大責務と考えており、市民の救急医療体制確保のため、本事業の指定管理者を申請した。

○ 施設の現状に対する考え方及び将来展望

現施設は駐車場が狭隘のため、受診者及び付近の住民に迷惑をかけている。

平成21年4月「新潟市総合保健医療センター」が旧市民病院施設に開設し、当施設もこのセンターに移転し、診療科目もこれまでの2科から8科に増設されるが、市民の安心・安全な暮らしづくりに向け、内容の充実を図っていきたい。

職員の状況

○ 医師・看護師・薬剤師・事務員などの契約の状況

医師、看護師、薬剤師、事務員はいずれも非常勤の臨時雇用。

○ 1日当りの出務体制

診療科目	平日	土曜	日曜・祝日
内 科	19:00～翌7:00	14:00～翌9:00	9:00～翌7:00
小 児 科			
眼 科			9:00～18:00
耳鼻咽喉科			
脳 外 科			
整形外科	19:00～22:00	15:00～22:00	9:00～22:00
外 科			
産婦人科			9:00～18:00

・ 平日 19:00～22:00

内科医 1名、小児科医 1名、整形外科医 1名、看護師 3名、検査技師 1名、
薬剤師 1名、事務員 2名

・ 平日 22:00～24:00

内科医 1名、小児科医 1名、看護師 2名、薬剤師 1名、事務員 2名

・ 土曜 14:00～15:00

内科医 1名、小児科医 1名、看護師 2名、薬剤師 1名、事務員 2名

・ 土曜 15:00～22:00

内科医 1名、小児科医 1名、外科医 1名、看護師 3名、検査技師 1名、
薬剤師 2名、事務員 3名

・ 土曜 22:00～24:00

内科医 1名、小児科医 1名、看護師 2名、薬剤師 1名、事務員 2名

・休日 9:00~18:00

内科医 1名、小児科医 1名、眼科医 1名、耳鼻科医 1名、脳外科医 1名
整形外科医 1名、産婦人科医 1名、看護師 7名、検査技師 1名、視能訓練師 1名
薬剤師 3名、事務員 4名

・休日 18:00~22:00

内科医 1名、小児科医 1名、整形外科医 1名、看護師 3名、検査技師 1名、
薬剤師 3名、事務員 4名

・休日 22:00~24:00

内科医 1名、小児科医 1名、看護師 2名、薬剤師 3名、事務員 4名

・深夜

内科医 1名、小児科医 1名、看護師 2名、薬剤師 1名、事務員 1名

・その他

連休、年末年始、インフルエンザ流行期等繁忙期には必要に応じ増員する。

研修計画

- 職員の安全意識の向上を図ると共に、本センター全体の医療安全を向上させるため、研修を行っていく予定。
今後行いたいと考えている研修
 - ① 接遇研修（看護師・薬剤師・事務員）
 - ② 看護師の技術向上研修（例 県の医薬国保課が行う看護師の再教育の研修への参加、又は専門講師を招いての研修等）
 - ③ 災害対応研修（看護師、薬剤師、事務員を対象として、消防局職員を講師に受診者の避難誘導について研修）

サービス内容

受診利用者の方たちに施設を気持ちよく利用してもらうための方策

- 当急患診療センターは、営利を目的とする施設ではなく、新潟市の救急医療体制の一翼を担う特殊な施設であり、1年365日、医師会員や市内各病院と連携及び協力して行う医師確保や看護師・薬剤師・事務員の確保、医療行為など今まで以上に質の向上を図っていく。
- 受診利用者に関しても、今まで同様、風邪や腹痛等の比較的軽症患者の外来での応急処置を行い、繁忙期には診療の待ち時間を短縮するため医師、看護師などの増員を図るとともに、プライバシーに配慮するなど受診者の目線に立った対応に努めていく。
- 中にはすぐ手術が必要な重症患者もおり、そのような受診者に対しては、ただちに後方支援病院へ移送するなど症状によつて的確、迅速な対応に努めていく。
- 受診者からの要望やニーズについては、その都度、市と慎重に協議し、すみやかな対応に努めていく。

受診利用者に対するサービスを向上させるための方策

- 年末年始などの繁忙期には、患者さんに迷惑をかけない体制を確保するとともに、これまでの経験を生かし、風邪やインフルエンザの流行を的確に捉え、患者数の増加を予測した体制を確保する。
- 患者数の増加や医師、看護師等が急に出勤できなくなるなど緊急の場合に備えた応援医師等は常時確保しておく。
- 新潟市急患診療センターは病院施設等と違い、利用者の要望を実現できる範囲は限られてくるが、利用者は病院施設と同じ要望をいざいて受診する傾向がある。そのため初期救急の役割をこれまで同様、親切、丁寧に説明し理解していただくことに努めていくが、診療に関するものだけではなく、待合室が狭い、駐車場が不足などの施設に関する要望もあることから、今後は窓口等にアンケート用紙及び投函箱を用意し、要望の把握に努めるとともに、内容によっては市と協議し可能な範囲で実現に努める。

料金

○ 利用料金の設定方法

- (1) 利用料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定により医療に要する費用の額の算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）によって算出した額とする。
- (2) (1) の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に係る診療（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、高齢者の医療の確保に関する法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）及び健康保険法その他の社会保険に関する法律の規定による診療を除く。）については、算定方法等によって算出した額の 2 倍に相当する金額とする。
- (3) 算定方法等に定めのない利用料金の額は、指定管理者が定める。

情報公開及び個人情報の保護の措置について

○ 情報公開

診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に適した方法により提供する。

○ 個人情報の保護の措置について

- ・ 個人情報の収集は目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法により行う。
- ・ 個人情報の利用・提供は、法令の定めに基づき、事前に明確にした目的の範囲内でのみ行う。
- ・ 収集した個人情報は、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、漏洩、紛失などを防止するための合理的な措置を講じる。
- ・ 個人情報保護責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守する。
- ・ 監査責任者を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護管理の見直し、改善に努める。

緊急時対策

(ほか)

○ 防犯、防災の対応

新潟市総合保健医療センター全体の防犯防災体制を基本とし、センターに入る新潟市保健所、市歯科医師会、市薬剤師会と連携を密にし、防災訓練を実施する中で看護師、薬剤師、事務員も参加し受診者の避難誘導訓練を行う。

○ その他、緊急時の対応

災害、その他の緊急時には、医師会役員及び職員に直ちに連絡の取れる体制を整備しており、災害の程度により、その都度、対策を協議検討し、すみやかに実行する。また深夜、休日はセンター内には医師、看護師、薬剤師、事務員のみとなるため、特に看護師、事務員に対し受診者の安全を第一に避難、誘導の徹底を図るため、日頃から消防局職員を講師に受診者の避難誘導について研修を実施する。

要望・苦情対応

- 利用者からの要望・苦情等には、新潟市と協議の上、適切に対応する。
また、苦情やトラブルを未然に防ぐため、今後も職員の研修等を行い、受診者の人格、プライバシーを尊重し、優しい心で接するとともに医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。

- 新潟市急患診療センターは病院施設等と違い、利用者の要望を実現できる範囲は限られますが、窓口等にアンケート用紙及び投函箱を用意し、要望の把握に努め、市と協議し、可能な範囲で実現に努める。